

適切な意思決定に関する基本方針

青樹会 青和病院

1. 人生の最終段階における医療・ケアの意思決定に関する基本方針

当院は、地域の精神科医療を担う精神科医療機関として、精神保健・医療・福祉を地域に広く提供する役割を担っています。この様な役割を担う中で、患者さんが疾病や障害および加齢により心身の機能が低下し人生の最終段階を迎える際には、その人らしい最期を迎えられるよう、患者さん本人の意思決定を尊重した、医療・ケアに努めます。

2. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の意思決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。

そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであるから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。

② このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文章にまとめておくものとする。

(2) 本人の意思が確認出来ない場合

本人の意思が確認できない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針を取ることを基本とする。

② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針を取ることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰りかえし行う。

③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針を取ることを基本とする。

④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文章にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設定

上記（1）及び（2）の場合において、方針の決定に際し

・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
 - ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療ケアの内容についての合意が得られない場合
- 等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

作成 2024・6